

「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」の一部改正について

平成 30 年 11 月 26 日
経済部地域経済局中小企業課

1 推進方針について

- 道は、平成15年11月に「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定し、中小企業者等向けの契約の目標値を毎年度設定するとともに、受注機会の確保・拡大のための様々な措置を講じている。

<受注機会の確保・拡大のための主な措置>

○中小企業者等向け契約目標（単位：％）

| 区 分 | 物 品 | 工 事 | 役 務 | 計 |
|-----------|------|------|------|------|
| 平成30年度目標値 | 72.0 | 94.2 | 81.3 | 90.1 |

※目標値は、年度当初の段階で決定し、年度途中に前年度実績が確定した段階で必要に応じて修正

○指名競争における対応 ～指名実績のない道内中小企業者の選定 など

○一般競争における対応 ～道内に本店を有することなど事業所の所在地に関する地域要件を設定

○随意契約における対応 ～見積書は地元業者・中小企業者から徴取

○分離・分割発注の推進

など

- 「推進方針」では、社会情勢等の変化や国が毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国の方針」という。）を勧案し、必要な見直しを行うことを規定。

2 推進方針の一部改正について

（1）「被災した中小企業者等に対する配慮」関連

- 大規模自然災害の例示に北海道胆振東部地震を追加する。

（2）「働き方改革」関連

- 国は、平成30年9月に閣議決定した平成30年度の「国の方針」に中小企業・小規模事業者が「働き方改革」に対応できるように、発注面から配慮する具体的な措置を盛り込んだところ。

【「国の方針」29年度からの主な変更点】

○「働き方改革」へ発注面から対応するため、適正な納期・工期、納入条件等の設定などについて追記

- ①「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰り越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定
- ②契約後、受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、官公需の相談体制を活用

など

- このため、道としても、早期発注や工事における予算の繰り越しなどによる発注の平準化や適正な納期・工期の設定などにより、道内中小企業等の「働き方改革」に発注面から一層配慮することとし、関係する記述を改める。

【道の推進方針新旧対照表】

| | 現行 | 改正後（案） |
|----------------|---|---|
| 被災中小企業者等への配慮関連 | <p>3 道内の被災した中小企業者等に対する配慮 東日本大震災はじめ大規模自然災害により被災した道内中小企業者等を支援するため、特に以下の措置を講ずることとする。</p> <p>(1)官公需相談窓口における相談対応【略】 (2)適正な納期・工期の設定及び迅速な支払【略】 (3)地域中小企業の適切な評価【略】</p> | <p>3 道内の被災した中小企業者等に対する配慮 東日本大震災や<u>北海道胆振東部地震</u>をはじめと<u>した</u>大規模自然災害により被災した道内中小企業者等を支援するため、特に以下の措置を講ずることとする。</p> <p>(1)官公需相談窓口における相談対応【略】 (2)適正な納期・工期の設定及び迅速な支払【略】 (3)地域中小企業の適切な評価【略】</p> |
| 働き方改革 | <p>4 中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置 (7)計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮 物品等の発注に当たっては、できる限り計画的な発注を行うとともに、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等、中小企業者等の労働環境の改善に向けた動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。</p> | <p>4 中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置 (7)計画的発注の推進及び労働時間短縮等への配慮 物品等の発注に当たっては、できる限り計画的な発注を行うとともに、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等、中小企業者等の労働環境の改善に向けた<u>道が進める「働き方改革」動き</u>を踏まえ、<u>国からの要請等にも留意しつつ、早期発注のほか、工事における予算の繰越し、債務負担行為の活用、工事や役務における発注見通しの公表などによる発注の平準化</u>や適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。</p> <p><u>また、契約後に受注者から「発注に伴う長時間労働等」に関する相談があった場合には、4（16）（イ）に掲げる相談体制を活用し、相談が円滑に行われるよう努めるものとする。</u></p> |
| 関連 | <p>(9)中小建設業者に対する配慮 道内中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢を鑑み、工事の早期発注等により、中小建設業者の受注機会の確保・拡大に関し、特段の配慮を払うよう努めるものとする。</p> <p>特に、公共工事に関する発注に当たっては、中小企業者の共同による請負の一層の活用等より、中小建設業者に対する受注機会の確保の拡大に努めるものとする。</p> | <p>(9)中小建設業者に対する配慮 道内中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢を鑑み、<u>道が進める「働き方改革」も踏まえ、工事の早期発注、予算の繰越しや債務負担行為の活用、発注見通しの公表等により施工時期の平準化や弾力化、必要な工期の確保を図るなど、</u>中小建設業者の受注機会の確保・拡大に関し、特段の配慮を払うよう努めるものとする。</p> <p><u>また、契約後に受注者から「発注に伴う長時間労働等」に関する相談があった場合には、4（16）（イ）に掲げる相談体制を活用し、相談が円滑に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>特に、公共工事に関する発注に当たっては、中小企業者の共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の確保・拡大に努めるものとする。</p> |